

令和4年度 玉名市被保護者健康管理支援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

玉名市の被保護者に対し、必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための「被保護者健康管理支援事業」を実施し、被保護者の健康や生活の質の向上及び医療扶助の適正化につなげることを目的とする。

2 具体的な業務内容

(1) 事業全体の目標の設定

事業実施後に事業評価を行い、改善につなげていくため、目標を設定する。受託者が目標案を作成し、福祉事務所が最終決定を行う。

(2) 参加予定者への事業説明・同意書の取得

予め抽出された参加予定者（約10名）に対し、事業の概要・事業方針等の説明を行い、事業参加への意向確認を行う。事業説明・意向確認は受託者及び福祉事務所の担当が訪問にて行うこと。

(3) 個別支援計画の作成

参加者については、必ず個別支援計画を作成する。
個別支援計画を作成する際は、参加者の意向を反映させること。

(4) 個別支援計画に基づいた支援・指導

支援・指導については、個別支援計画に基づき実施すること。実施方法は、面接、訪問、電話、文書等とし、訪問による指導を基本とする。参加者を訪問するにあたっては、福祉事務所に事前に訪問日を連絡するとともに、訪問後は訪問結果を連絡すること。その他、必要に応じ、適宜情報の共有を行うものとする。

(5) 個別支援計画の見直し

個別支援を行っている間、必要に応じ評価を行い、現在の個別支援計画では生活面・健康面の改善の目途が立たないと判断した場合、参加者と面接の上、個別支援計画の見直しを行うこと。

(6) 事業評価、目標達成状況の確認

事業実施後、事業評価及び(1)にて設定した目標の達成状況を確認すること。

(7) 事業報告

受託者は、事業報告書を提出すること。

※提出書類の様式については、委託者と受託者が協議の上決定する。

3 実施体制

事業実施にあたっては、保健師、管理栄養士、看護師、准看護師のいずれかの資格を有するものが行うこと。

業務の遂行にあたっては、事業に必要な能力と経験を有する統括責任者を定め、支援員の業務遂行に関する指示、業務秩序の維持確保等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 収集情報等の権利の帰属

委託事業により得られた情報等の一切の権利は、玉名市に帰属する。

6 秘密保持

受託者は、本事業の遂行上知り得た内容について、第三者に情報を漏洩してはならない。また、個人情報の取扱いについては、玉名市個人情報保護条例を遵守すること。

7 その他留意事項

- (1) 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- (2) 業務の遂行にあたっては、委託者と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、関係する法令を遵守すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、再委託は行わないこと。
- (5) 業務内容に疑義が生じた場合及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議すること。